省令

○総務省・文部科学省令第一号

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十二号）の施行に伴い、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年二月二十六日

総務大臣　松本　剛明
文部科学大臣　盛山　正仁

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の財務及び会計に関する省令（平成十七年総務省・文部科学省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（譲渡差額を損益計算上の損益に計上しない譲渡取引） **第四条**　文部科学大臣（通則法第八条第三項に規定する不要財産が国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第百六十一号。第十二条において「機構法」という。）第十八条に規定する業務のうち同条第三号及び第四号に掲げるもの（宇宙科学に関する学術研究のためのものを除く。）並びにこれらに関連する同条第五号、第六号及び第八号に掲げるもの（これらに附帯する業務を含む。以下「人工衛星等開発等業務」という。）に係るものである場合には、文部科学大臣及び総務大臣）は、機構が通則法第四十六条の二第二項又は第四十六条の三第三項の規定に基づいて行う不要財産の譲渡取引についてその譲渡差額を損益計算上の損益に計上しないことが必要と認められる場合には、当該譲渡取引を指定することができる。	（譲渡差額を損益計算上の損益に計上しない譲渡取引） **第四条**　文部科学大臣（通則法第八条第三項に規定する不要財産が国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第百六十一号。第十二条において「機構法」という。）第十八条に規定する業務のうち同条第三号及び第四号に掲げるもの（宇宙科学に関する学術研究のためのものを除く。）並びにこれらに関連する同条第五号から第七号までに掲げるもの（これらに附帯する業務を含む。以下「人工衛星等開発等業務」という。）に係るものである場合には、文部科学大臣及び総務大臣）は、機構が通則法第四十六条の二第二項又は第四十六条の三第三項の規定に基づいて行う不要財産の譲渡取引についてその譲渡差額を損益計算上の損益に計上しないことが必要と認められる場合には、当該譲渡取引を指定することができる。

附　則

この省令は、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十二号）の施行の日（令和六年二月二十六日）から施行する。

○法務省令第五号

戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第十七号）の施行に伴い、及び戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第百三十一条の規定に基づき、戸籍法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年二月二十六日

法務大臣　小泉　龍司

戸籍法施行規則の一部を改正する省令

戸籍法施行規則（昭和二十二年司法省令第九十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 ［第一章～第四章　略］ 第四章の二　戸籍電子証明書等 第四章の三　電子情報処理組織による届出又は申請等の特例 第五章　［略］ 附則	目次 ［第一章～第四章　同上］ 第四章の二　電子情報処理組織による届出又は申請等の特例 第五章　［同上］ 附則